

基発 1225 第 5 号

平成 27 年 12 月 25 日

各都道府県知事 殿

各 政令市市長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果について (依頼)

日頃より労働基準行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、これまでも学生アルバイトの労働条件の確保のため、監督指導や関係法令の周知・啓発等を行ってまいりましたが、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すことを目的として、本年4月から7月まで「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施しました。その一環として、6月に開催した「労働基準局長と大学生の座談会」において、試験前にもかかわらずアルバイトを休みにくいことがあったなどの意見が学生からあったところです。また、先の通常国会においても、学生アルバイトの実態把握の必要性等についての議論がありました。

これらのことを受け、厚生労働省では、学生アルバイトを巡る労働条件や学業への影響等の現状及び課題を把握した上で、より適切な対策を講じるため、本年8月下旬から9月にかけて、大学生等を対象にアルバイトに関する意識等調査を実施し、その結果を取りまとめました。

調査結果をみると、労働条件の明示が適切になされていないとする回答の割合が58.7%に上るほか、賃金不払や、必要な休憩時間を与えられていないなど、労働基準関係法令違反のおそれがある回答がありました。また、必ずしも労働基準関係法令に違反するものではないものの、採用時に合意した以上のシフトを入れられたり、一方的に急なシフト変更を命じられるといった回答がありました。さらに、学生の声として、例えば、特に試験期間においてシフトを柔軟に考えて欲しいことや、学生は学業優先であることを事業主に理解して欲しいなどの意見も示されたところです。

厚生労働省では、今回の調査結果を踏まえ、事業主団体への要請等のほか、学生や事業主へのチラシ等の作成による周知・啓発、学生・生徒向けの労働法教育のさらなる充実、学生が相談しやすい環境整備等を通じた相談体制の充実等、学生アルバイトの労働条件の確保に向けた各種の取組を、文部科学省等と連携して実施することとしております。

つきましては、これまで各都道府県・政令市においても労働法制の普及・啓発等に取り組んでいただいていることと存じますが、今般、その取組状況を把握し、厚生労働省における今後の学生アルバイトの労働条件確保対策等のより効果的な推進を図るため、別紙アンケートを実施させていただきたく、御協力下さいますようお願い申し上げます（平成28年1月22日まで御回答下さい。）。

【照会先】

厚生労働省労働基準局労働条件政策課労働条件確保改善対策室

（代表電話）03-5253-1111 （内線）5545、5534

（担当）飯野、佐々木、片倉

【アンケートの送付先】



都道府県・政令市向けアンケート

1. 都道府県・政令市として労働相談窓口（来所）を設けていますか（労働委員会を除く）

- ①いる（箇所数： 箇所） （今年度上半期の相談件数：約 件）
- ②いない

1-2. その場合の対応者はどういう方ですか（複数回答可能）

- ①事務系行政職員
- ②専門職員
- ③事務系も専門職員も関係なく人事ローテーションで担当になった者
- ④非常勤・嘱託職員（社労士有資格者等の専門家）
- ⑤非常勤職員（無資格者）
- ⑥業務委託（対応者は：A) 専門家 B)非専門家)
- ⑦その他

2. 上記1に加え電話で労働相談を受け付ける専用の体制はありますか。

- ①ある（対応時間： ） （今年度上半期の相談件数：約 件）
- ②ない

2-2. その場合の対応者はどういう方ですか（複数回答可）

- ①事務系行政職員
- ②専門職員
- ③事務系も専門職員も関係なく人事ローテーションで担当になった者
- ④非常勤・嘱託職員（社労士有資格者等の専門家）
- ⑤非常勤職員（無資格者）
- ⑥業務委託（対応者は：A) 専門家 B)非専門家)
- ⑦その他

3. メールで労働相談を受け付ける専用の体制はありますか。

- ①ある（今年度上半期の相談件数：約 件）
- ②ない

3-2. その場合の対応者はどういう方ですか（複数回答可）

- ①事務系行政職員
- ②専門職員
- ③事務系も専門職員も関係なく人事ローテーションで担当になった者
- ④非常勤・嘱託職員（社労士有資格者等の専門家）
- ⑤非常勤職員（無資格者）
- ⑥業務委託（対応者は：A) 専門家 B)非専門家)
- ⑦その他

4. アルバイトの労働問題防止に関し、労働条件の確認や労働法の啓発のためのポスターを都道府県・政令市として作成、配布していますか

- ①毎年度作成、配布している
- ②今年度作成、配布している（作成年度は過年度でも今年度も配布・掲示している場

